

# 施設利用許可規程

(趣旨)

第1条 この規程は福井県（以下「県」という。）が承認した者が SHIBUYA QWS（以下「QWS」という。）を利用する場合に必要な事項を定めるものである。

(利用の範囲)

第2条 県は、県内在住の起業家予備軍や、県内出身者及び県内大学卒業者などで、首都圏において活動する起業家予備軍等が、共創施設である QWS を首都圏の活動拠点として利用し、オープンイノベーションによる地域に必要とされるビジネスの創出、地域の課題解決を図る目的で、QWS の利用を認めることができる。

(利用申請)

第3条 QWS を利用する場合は、SHIBUYA QWS 利用申請書を福井県嶺南振興局若狭企画振興室に提出し、県の承認を得なければならない。

(利用許可)

第4条 県は、前条により QWS 利用申請があった場合、申請書を審査し、その内容が次条に定める「利用の制限」に該当しないと認めるときは、QWS の利用を承認し、申請者に通知するものとする。

(利用の制限)

第5条 県は QWS の利用の内容が次の各号に該当する場合、利用承認を行わない。

- (1) 公の秩序、又は善良な風俗を乱す恐れがあると認められるとき。
- (2) 集団的に、または常習的に反社会的行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (3) 法律、条例、規則、QWS の会員規約・利用規約等及び本規程に反するとき。
- (4) 施設を損傷、滅失するおそれがあるとき。
- (5) 申請書に虚偽の記載があるとき。
- (6) 他の利用者に不都合や支障が生じるおそれがあると認められるとき。
- (7) 同じ時間帯の利用者が、県と QWS による「施設利用契約」に定める人数を超えると  
き。（同時間帯の利用は最大4名まで）
- (8) その他、施設の管理・運営上支障があると認められるとき。

(利用承認の取消)

第6条 利用に関わらず、本規程に反すると県が判断した場合は、利用承認を取り消すものとする。

(利用料金)

第7条 県の承認を得た場合の利用料は、免除とする。

(利用期間及び時間)

第 8 条 QWS の利用は午前 9 時～午後 10 時（最終受付午後 9 時半）とする。

2 QWS の利用期間は、原則として 1 週間以内とする。

(利用者の遵守事項)

第 9 条 利用者は本規程及び QWS が定める施設の会員規約・利用規約等を遵守しなければならない。

(事故責任の所在)

第 10 条 利用に伴い生じた事故の責任は、利用者が負うものとする。

(損害賠償)

第 11 条 利用者は、その利用により施設又は設備を損傷し、もしくは滅失した場合には、その損害を賠償しなければならない。

附則 この規程は、令和 5 年 6 月 1 日から施行する。